

平成二十六年三月七日受領  
答弁第五〇号

内閣衆質一八六第五〇号

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する第三回質問に  
対する答弁書

一について

お尋ねの「山田書記官による横領と同様の事件が、過去に外務省職員によって起こされた例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省において確認できる範囲では、平成十二年以降に、在外公館において公金を横領したことを理由に同省が在外公館に勤務する同省職員に対して懲戒処分を行った事例は、次のとおりである。

(一) 在パラオ日本国大使館において少なくとも約百五十万円相当の公金の横領を含め約百五十万円相当の公金について不適正な経理を行ったことを理由として、平成十三年八月一日付けで同省職員に対して懲戒停職の処分を行った。

(二) 在アトランタ日本国総領事館において約三百十五万円相当の公金を横領したこと等を理由として、平成十四年八月三十日付けで同省職員に対して懲戒免職の処分を行った。

(三) 在ソロモン日本国大使館において約六百万円相当の公金を横領したことを理由として、平成十五年

八月八日付けで同省職員に対して懲戒免職の処分を行った。

(四) 在エドモントン日本国総領事館(当時)において約九十九万七千円相当の公金を横領したことを理由として、平成十六年八月十日付けで同省職員に対して懲戒免職の処分を行った。

(五) 在マダガスカル日本国大使館において約三百五十万円相当の経理上の欠損を生じさせ、かつ、在コートジボワール日本国大使館において少なくとも約四十万円相当の公金の横領を含め約千二百四十万円相当の経理上の欠損を生じさせたことを理由として、平成十九年八月三日付けで同省職員に対して懲戒免職の処分を行った。

## 二について

富永純正コンゴ民主共和国駐劄<sup>さつ</sup>特命全権大使(以下「富永大使」という。)が国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定に基づき、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

## 三及び四について

在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給

するものであり、富永大使に対して嚴重訓戒処分を行ったことを理由に、富永大使に支給される同手当の支給額を減ずることは、法令上の根拠がないことから、行っていない。

五について

外務省として、職員に対する処分の公表に当たっては、「懲戒処分の公表指針について」（平成十五年十一月十日付け総参一七八六人事院事務総長通知）を踏まえ、個人が識別されない内容のものとすることを基本としており、先の答弁書（平成二十六年二月二十五日内閣衆質一八六第三七号。以下「前回答弁書」という。）四についてでお答えした以上の内容を明らかにすることにより、特定の個人が識別されるおそれがあることから、前回答弁書四についてのとおり答弁したものである。